

様式第17の4の2(第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役 務に係る費 用	契約数連動 費用	トラヒック 連動費用	接続料対象 外費用	接続料原価	
					音声伝送交換 機能	SMS伝送交換 機能
営業費						
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除 却費						
通信設備使 用料						
租税公課						
合計						

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ハに掲げる機能をいう。

2 「音声伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号)別表第三の「音声伝送役務」の項のうち、「携帯電話」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。

3 「接続料対象外費用」の欄には、「音声伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあっては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)
営業費															
運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															
試験研究費															
研究費償却															
減価償却費															
固定資産除却費															
通信設備使用料															
租税公課															
合計															

費用区分	予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4

条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

- 2 「データ伝送役務に係る費用」の欄には、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三の「データ伝送役務」の項のうち、「携帯電話・BWA」に係る営業費用の各勘定科目の数値の合計を記載すること。
- 3 「接続料対象外費用」の欄には、「データ伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供するデータ伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあっては、当該費用が個別に分かるように記載すること。
- 4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。
- 5 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。
- 6 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
- 7 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのかについて具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

$A \times B + C$

※ Aは・・・。

Bは・・・。

Cは・・・。

(それぞれ、見込みなのか、過去の実績値に基づくものかを含めて詳細に記載すること。)

- 8 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

- 9 「基礎的なものの具体的な値」の欄には、費用区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

A：〇〇億円(△△年)、〇〇億円(△△年)、〇〇億円(△△年)

B：○％(△△年)、○％(△△年)、○％(△△年)

C：○○億円(△△年)、○○億円(△△年)、○○億円(△△年)

- 10 様式第17の4の9表1(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率)及び表2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率)について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価			備考
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				

費用区分	予測値の具体的な計算式等	基礎的なものの具体的な値
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		

固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		

注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

4 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。

5 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

6 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、予測値の具体的な計算式及び予測値の算定において予測対象年度における見込み及び過去の実績値をどのように用いたのかについて具体的に記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

$A \times B + C$

※ Aは・・・。

Bは・・・。

Cは・・・。

(それぞれ、見込みなのか、過去の実績値に基づくものかを含めて詳細に記載すること。)

7 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注8に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

8 「基礎的なものの具体的な値」の欄には、費用区分ごとに、算定に用いた見込みや過去の実績値のうち、設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に影響を与え得る基礎的なものについて、その具体的な値を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

A：〇〇億円(△△年)、〇〇億円(△△年)、〇〇億円(△△年)

B：〇%(△△年)、〇%(△△年)、〇%(△△年)

C：〇〇億円(△△年)、〇〇億円(△△年)、〇〇億円(△△年)

- 9 様式第17の4の9表1の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率)について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注8に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

- 2 「接続料原価」の欄は、この様式中の他の表の欄のうち第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に含まれる費用を内数として含むものについて、当該欄ごとに当該内数を記載し、当該欄の名称を見出しに注記すること。

- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」

の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

4 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「接続料原価」の欄を分けて記載すること。

5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

3 原価の合算

	(電気通信事業者の別)	(電気通信事業者の別)	計
	接続料原価	接続料原価	
営業費			
運用費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			
研究費償却			
減価償却費			
固定資産除却費			
通信設備使用料			
租税公課			
合計			

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能ごと(同表1の項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること。

3 「接続料原価」の欄には、1(音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)、2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、2の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)又は2の3(データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、2及び2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

4 「(電気通信事業者の別)」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。